

制度参加者等への反社会的勢力に係る対応等に伴う社債等に関する業務規程等の一部改正
について

1. 改正の趣旨

短期社債振替制度、一般債振替制度及び投資信託振替制度における制度参加者への反社会的勢力に係る対応等のため、「社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）、「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）及び「社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則」（以下「システム利用規則」という。）の一部を改正することとする。

2. 改正の概要

(1) 機構は、制度参加者が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、機構加入者口座の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(規程 第 73 条の 2)

(2) 機構は、制度参加者になるために機構に対して申請を行う者に対して、当該申請者が反社会的勢力に該当しないことを約諾する旨の書面の提出を求めるものとする。

(規則 第 4 条、第 4 条の 2 の 2、第 4 条の 3、第 4 条の 4、第 4 条の 5、第 4 条の 6、第 5 条、第 8 条)

(3) 制度参加者は、機構システムの利用に係る業務の処理等を第三者に委託する場合には、反社会的勢力に委託してはならないものとする。

(システム利用規則 第 12 条)

(4) その他所要の改正を行う。

(システム利用規則 第 11 条、第 12 条)

3. 施行日

平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

以 上